

## 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の取扱いに関するQ & A vol. 2

**Q 1** 平成 28 年 3 月まで「通所介護」であった事業所が、平成 28 年 4 月から「地域密着型通所介護」に移行したが、それらの事業所を位置付けた計画数はどのように数えたらよいか。

**A 1** 以下の①または②のどちらかで数えますが、①または②の計算方法のうち、いずれか一方の紹介率が 80%を超える場合は、80%を超えない計算方法で数えるものとします。

なお、①または②の計算方法のうち、両方が 80%を超える場合であって、正当な理由に該当しない場合は減算適用となりますが、いずれか一方の紹介率が 80%を超えない場合は、減算適用にはなりません。

①「通所介護」、「地域密着型通所介護」のそれぞれのサービスごとに数えます。

※平成 28 年前期判定分は、平成 28 年 3 月は通所介護及び地域密着型通所介護をすべて「通所介護」として数え、平成 28 年 4 月からは「通所介護」、「地域密着型通所介護」のそれぞれのサービスごとに数えます。

②通所介護及び地域密着型通所介護について、3 月から 8 月までの間、すべて「通所介護」として数えます。

**例：**通所介護を位置付けた計画 5 件のうち、2 件が地域密着型通所介護に移行し、その後、7 月に地域密着型通所介護の計画が 1 件増えた場合

①の計算方法：通所介護と地域密着型通所介護のそれぞれのサービスごとに数える場合

	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
通所介護	5	3	3	3	3	3
地域密着型通所介護	0	2	2	2	3	3

28 年 3 月は「0」件

4 月からは、「通所介護」と「地域密着型通所介護」それぞれで数える

7 月から増えた地域密着型通所介護の計画数は、「地域密着型通所介護」として数える

②の計算方法：通所介護と地域密着型通所介護をすべて「通所介護」として数える場合

	3月	4月	5月	6月	7月	8月
通所介護	5	5	5	5	6	6
地域密着型通所介護	0	0	0	0	0	0

「通所介護」にまとめて計上するため、  
「地域密着型通所介護」は「0」件

7月から増えた地域密着型通所介護の計画数は、  
「通所介護」として計上

**Q 2** 2 (1)の提出書類における「居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域における当該サービスの事業者一覧がわかるもの（任意様式）」とは、何が記載されていればよいか。

A 2 以下の項目について記載してください。

なお、一覧の中に休止中等の事業所が含まれている場合は、あわせて記載してください。

(1) 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域

(2) サービス種類

(3) (1)の地域に所在するサービス事業所の名称

(4) (1)の地域に所在するサービス事業所の住所

※(2)以降の項目については、80%を超えたサービスについて、サービスごとに記載してください。

**Q 3** 2 (1)における「通常の事業の実施地域」に所在する事業所数を数える際、同一法人の事業所が2事業所ある場合は、2事業所として数えるのか。

A 3 2事業所として数えます。2 (1)における事業所数は、法人数ではなく、事業所数を数えてください。なお、「通常の事業の実施地域」に所在する事業所数が4事業所以内であれば正当な理由に該当しますが、5事業所以上の場合には正当な理由に該当しません。

**Q 4** 2 (1)における「通常の事業の実施地域」に所在する事業所数を数える際、訪問系・通所系サービスの出張所（いわゆる「サテライト事業所」）はどう数えるのか。

A 4 通常の事業の実施地域内に主たる事業所及び出張所がある場合、あわせて1事業所と数えます。なお、通常の事業の実施地域内に主たる事業所または出張所のどちらか一方でも所在する場合は、1事業所と数えます。

**Q 5** 2 (5)アにおける地域ケア会議で意見・助言を初めて受けた。県に届出書を提出する際、利用者からの理由書及び様式3は、原本を提出するのか。

A 5 様式3は原本を提出してください。利用者からの理由書は写しでも構いません。なお、2 (6)における様式4についても原本を提出してください。

**Q 6** 前回の判定の際に、2 (5)アにおける「利用者から提出された理由書」（写し）及び「様式3」（原本）を県に提出した。今回も同様の理由で提出する際は、再度理由書の提出や、様式3の交付を受けなければならないか。

A 6 利用者の生活状況等に変化がない場合等により地域ケア会議等が開催されなかった場合であって、かつ、過去に提出した理由書（写し）及び様式3（原本）の内容に変更がない場合は、これらの書類の写しを県に提出してください。

また、様式3に複数の利用者をあわせて記載している場合であって、一部の利用者について認められなくなった場合は、当該利用者欄に取り消し線を引き、余白に理由を記載する等、認められなくなったことがわかるように記載してください。

なお、当該利用者について地域ケア会議等が複数回開催されている場合は、最新の書類を提出する必要があります。

**Q 7** 2 (5)アにおける「地域ケア会議等における意見・助言」とは、支援内容について適切ではない旨の意見・助言を受けている場合も該当するのか。

A 7 該当しません。

Q 8 27年11月に地域ケア会議等を実施し、2(6)に該当した場合、「正当な理由」としてみなされる判定期間は、具体的にどの範囲をいうのか。

A 8 27年度後期(27年9月1日判定開始)、28年度前期(28年3月1日判定開始)及び28年度後期(28年9月1日判定開始)が対象となります。

地域ケア会議等の開催日	「正当な理由」としてみなされる判定期間
27年9月～28年2月	27年度後期、28年度前期、28年度後期
28年3月～28年8月	28年度後期、29年度前期
28年9月～29年2月	29年度前期、29年度後期
29年3月～29年8月	29年度後期

※この表は、2(6)の場合のみ適用であり、2(5)アの場合は適用除外。

Q 9 前回の判定の際に、2(6)における「様式4」(原本)を県に提出した。今回も同様の理由が認められる場合は、再度様式4の交付を受けなければならないか。

A 9 当該地域課題に関する地域ケア会議等が開催されなかった場合であって、かつ、過去に提出した様式4(原本)の内容に変更がない場合は、様式4の写しを県に提出してください。(ただし、地域ケア会議等は、通知に定められた期間内に実施されたものに限ります。)

なお、当該地域課題について地域ケア会議等が複数回開催されている場合は、最新の書類を提出する必要があります。